

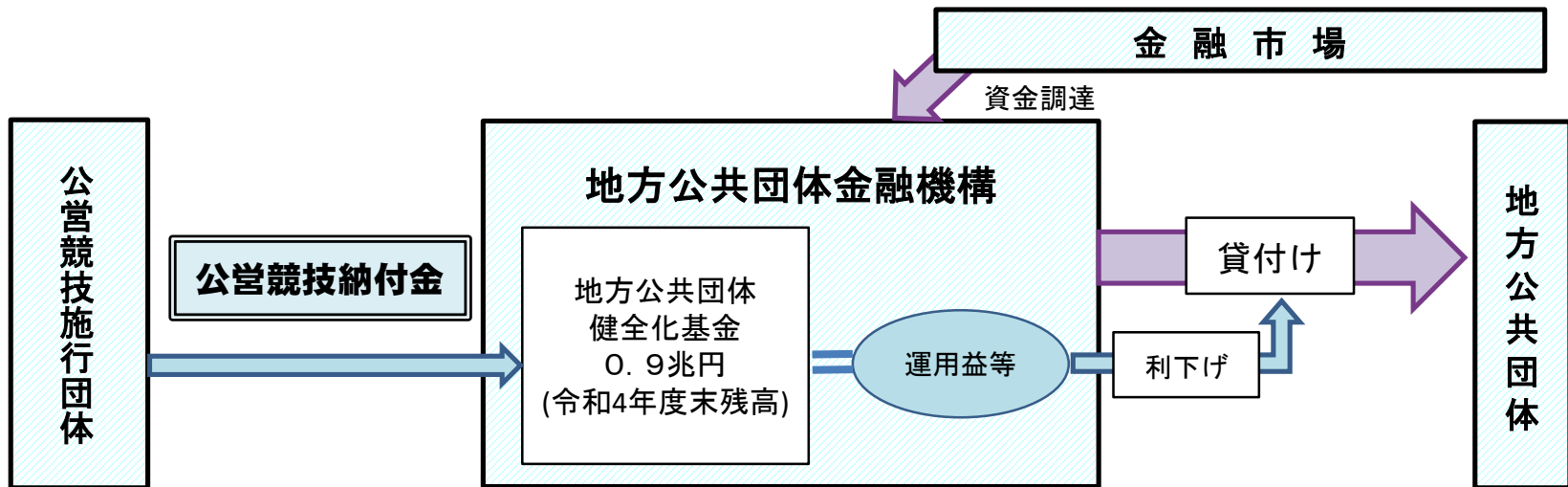
公営競技納付金制度について

公営競技納付金制度の仕組み

制度の概要

- 公営競技(地方競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走)施行団体で、一定の黒字団体が、収益の一部を地方公共団体金融機構に納付
- 金融機構は、納付金を地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益を活用して、地方公共団体向け貸付けの金利を引き下げ。ただし、運用益が不足する場合は、当該年度の納付金を充当。

<公営競技納付金による貸付金利引下げの仕組み>



公営競技納付金算定方法

- 地方財政法附則第32条の2 : 「公営競技の収益のうちから、売得金又は売上金の額に1,000分の12以内において政令で定める率を乗じて得た金額」
- 地方財政法施行令附則第2条: 以下の①、②のいずれか少ない額に100分の80を乗じた額を納付

① 売上額に応じて算定した額

$(\text{売上額} - \text{基礎控除額} 40 \text{億円}) \times 1.0\%$

② 納付限度額

$(\text{収益額} - \text{基礎控除額} 0.7 \text{億円}) - (\text{調整後収益額})$

売上額250億円以下	×	50%
売上額250～350億円	×	40%
売上額350～450億円	×	30%
売上額450～550億円	×	20%
売上額550～650億円	×	10%

累積 × 調整後収益率
(調整後収益額 / 売上額)

※ 累積赤字のある場合は納付免除

公営競技納付金の算定方法について

年度	制度内容
昭和45年度	<u>制度創設</u> 計算方法：（売上額－売上基礎控除額）×納付率 ・売上基礎控除額：5億円 ・納付率：1.0%以内（昭和50年度まで0.5%、昭和51年度0.7%、昭和52年度0.8%） ・納付限度額：収益の額
	<u>累次の見直し</u>（昭和53年度、62年度、平成8年度、18年度） →（平成18年度） ・売上基礎控除額：20億円 ・納付率：1.2%（基礎控除後の売上額30億円以下の部分は1.1%） ・納付限度額：収益の額（売上額に応じた留保率を設定）
平成23年度	<u>抜本的見直し</u> ・売上基礎控除額：40億円に引上げ ・納付率：一律1.0%に引下げ ・納付限度額：（収益額－0.7億円）×50%（売上額に応じて増加） ・累積赤字がある団体は免除 ・3年分割納付制度の導入 ・施行団体の負担を大幅に軽減 ・一定規模以上の黒字団体に限定

公営競技売上額・繰出金・納付金の推移

区分 年度		売上額					一般会計等への繰出金						公営競技 納付金
		計	競馬	競輪	オート	競艇	計	競馬	競輪	オート	競艇	計	()は売上比
平成元		47,953	8,491	16,853	3,021	19,589	3,005	293	987	191	1,534	522	(1.1%)
2		53,627	9,493	18,847	3,352	21,935	3,488	355	1,142	204	1,787	592	(1.1%)
3		55,051	9,862	19,553	3,498	22,137	3,651	355	1,257	253	1,786	613	(1.1%)
4		51,823	8,882	18,721	3,394	20,827	3,221	281	1,160	208	1,572	581	(1.1%)
5		48,265	8,060	17,544	3,076	19,585	2,643	168	977	207	1,292	521	(1.1%)
6		45,020	7,320	16,445	2,871	18,384	2,022	88	722	123	1,089	480	(1.1%)
7		44,419	7,141	16,144	2,701	18,432	1,752	67	590	105	989	448	(1.0%)
8		43,336	6,949	15,672	2,675	18,039	1,632	49	547	101	937	420	(1.0%)
9		42,226	7,070	15,381	2,458	17,316	1,425	60	466	70	828	398	(0.9%)
10		39,167	6,578	14,498	2,131	15,961	1,097	50	357	32	659	340	(0.9%)
11		36,506	6,231	13,554	2,016	14,706	763	37	299	27	400	264	(0.7%)
12		33,137	5,561	12,372	1,857	13,348	428	45	123	21	239	224	(0.7%)
13		31,431	5,222	11,710	1,688	12,812	363	37	124	9	194	123	(0.4%)
14		28,836	4,904	10,465	1,477	11,991	369	18	138	7	206	149	(0.5%)
15		26,304	4,450	9,832	1,271	10,751	263	5	97	6	156	109	(0.4%)
16		23,981	3,862	9,151	1,130	9,838	189	3	67	3	116	106	(0.4%)
17		23,341	3,691	8,775	1,132	9,743	141	1	53	2	85	90	(0.4%)
18		23,173	3,760	8,611	1,099	9,704	167	1	60	3	103	107	(0.5%)
19		23,372	3,804	8,401	1,092	10,075	188	1	57	3	128	141	(0.6%)
20		22,492	3,757	7,913	1,049	9,772	260	1	92	4	163	81	(▲0.4%)
21		21,140	3,634	7,276	973	9,257	209	1	62	5	140	85	(0.4%)
22		18,978	3,332	6,350	861	8,435	134	1	41	5	87	67	(0.4%)
23		19,586	3,314	6,229	844	9,198	151	7	32	6	106	38	(0.2%)
24		19,349	3,326	6,091	756	9,176	152	6	36	6	104	38	(0.2%)
25		19,780	3,553	6,063	688	9,476	195	7	40	4	144	31	(0.2%)
26		20,659	3,879	6,159	668	9,953	183	11	55	4	113	32	(0.2%)
27		21,720	4,310	6,308	678	10,423	166	14	50	3	99	30	(0.1%)
28		22,982	4,870	6,346	654	11,112	201	26	58	4	113	36	(0.2%)
29		24,964	5,525	6,400	660	12,379	329	18	56	2	254	40	(0.2%)
30		27,007	6,034	6,541	704	13,728	507	36	68	2	403	49	(0.2%)
R元		29,789	7,010	6,605	739	15,435	443	58	67	1	318	70	(0.2%)
R2		38,521	9,123	7,500	946	20,951	774	138	85	2	550	90	(0.2%)
R3		44,539	9,933	9,646	1,033	23,926	988	162	103	4	719	137	(0.3%)
R4		46,829	10,704	10,908	1,075	24,142	1,157	205	105	4	843	200	(0.4%)

※ 1 売上額は施行者協議会統計資料、一般会計等への繰出金は地方財政状況調査による。

※ 2 公営競技納付金は、機構（公庫）の決算額ベース（当該年度納付額－当該年度還付額）である。

※ 3 20年度の公営競技納付金は、従前の分割納付・事後還付制度から精算納付制度に切り替わったことにより、20年度開催分の納付がなく、19年度以前開催分の還付のみ生じたため、マイナスとなっている。

関連法令

○地方財政法（昭和23年法律第109号）

（公営競技を行う地方公共団体の納付金）

第32条の2 地方公共団体は、昭和四十五年度から令和七年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。

○地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）

（地方公共団体健全化基金）

第46条 機構は、地方債の利子（住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業として総務省令で定めるもの及び地方財政法第5条ただし書の規定により起こす地方債以外の地方債のうち総務省令で定めるものに係る第28条第1項第1号若しくは第2号又は第2項の規定による資金の貸付けに係る利子をいう。以下この条及び次条において同じ。）の軽減に資するために、同法第32条の2の規定による納付金（以下この条において「納付金」という。）を積み立てるための基金（以下「地方公共団体健全化基金」という。）を設けなければならない。

2 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを地方公共団体健全化基金に充てなければならない。

3～4 （略）

5 地方公共団体健全化基金の運用により生ずる収益（以下この条及び次条において「基金運用益」という。）は、総務省令で定めるところにより、地方債の利子の軽減に要する費用に充てなければならない。この場合において、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお剰余があるときは、これを地方公共団体健全化基金に組み入れなければならない。

6 地方公共団体健全化基金は、取り崩してはならない。ただし、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足する場合において、前項の規定により組み入れられた額及びその不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として当該不足額をうめるときは、この限りでない。